

一宮監公表第6号

平成31年2月13日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 井上文男

一宮市監査委員 水谷千恵子

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、尾張一宮駅前ビルの指定管理者である大成株式会社及び同施設に係る指定管理者の指定等事務所管課の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者の監査結果報告

- 1 監査対象 (1) 施設の名称
 - ・尾張一宮駅前ビル(2) 事務執行状況の範囲
 - ・大成株式会社の平成 29 年度の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
 - ・市所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）

- 2 監査場所 監査事務局及び関係施設

- 3 実施年月日 平成 30 年 12 月 12 日から平成 31 年 2 月 7 日まで

- 4 監査の着眼点
 - 指定管理者関係
 - ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - エ 利用促進のための努力はなされているか。
 - オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
 - カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
 - キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

 - 所管関係
 - ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - イ 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
 - ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
 - エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

るか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

- 5 監査方法
- (1) 書類の審査
 - (2) 資料に基づく説明の聴取
 - (3) 施設の現況調査

6 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成29年度における事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務について、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、同施設の指定管理者及びその指定等事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。一部で見受けられた留意事項については、団体の概要等について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下、団体の概要等について記述する。

職員数は平成30年3月31日現在のものを掲載した。

◎ 大成株式会社

1 団体の概要

(1) 設立年月

昭和 34 年 10 月

(2) 基本金（資本金）

822,300,000 円（うち一宮市の出資分 0 円）

(3) 監査対象施設に係る職員数

職員 10 名（うち臨時職員 7 名、派遣職員 0 名）

(4) 公の施設の管理に係る主な業務

- ① 一宮市尾張一宮駅前ビルの管理に関すること
- ② 貸館事業をすること
- ③ 自主事業をすること

2 公の施設の管理に係る決算状況

平成 29 年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

項 目	決 算 額（円）	総事業費に対す る割合（％）
総 事 業 費	176,215,433	—
指 定 管 理 料	85,280,500	48.4
利 用 料 金	71,772,312	40.7
事 業 収 入	107,800	0.1
そ の 他 収 入	23,325,464	13.2
利用料金還元金	6,797	0.0

当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び市所管課の同施設に係る一連の事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

○大成株式会社（指定管理者）

- (1) 自主事業に関する事務において、経理規程で金銭を収納した場合は領収証を発行しなければならないとされているが、参加者から受領した参加料について領収証を発行していなかった。金銭を収納するときは、経理規程に基づき漏れなく領収証を発行されたい。
- (2) 自主事業に関する事務において、参加者受付の記録の不備などにより、正確な参加状況が把握できず、参加料が適正に徴収されているかどうか確認できない事業があった。参加状況を正しく把握し、参加料収入の適正性が担保できるよう、記録を正しく漏れなく残すようにされたい。
- (3) 指定管理者の会計経理に関する事務において、自主事業に係る経費や貸館利用料金の還付金の一部を、指定管理者の会計からではなく本社の会計から負担していた。協定書等で管理運営に係る収入支出は指定管理業務専用の口座で一括管理し、経理事務を団体本体の経理から区分するよう定められているので、指定管理者会計で一括管理されたい。
- (4) 平成29年度に取得した3点の備品について、市に取得した事実が伝わっていなかった。結果、市の備品管理システムに登録もされておらず、備品シールも貼付されていなかったため、備品を取得した際には確実にその旨を市に報告し、確認を受けられたい。

○商工観光課（所管課）

- (1) 指定管理者への留意事項（1）のとおり、指定管理者が自主事業の参加者から受領した参加料について、経理規程に定める領収証の発行を行っていなかった。経理規程を遵守し、金銭を収納するときは漏れなく領収証を発行するように指定管理者を指導されたい。
- (2) 指定管理者への留意事項（2）のとおり、指定管理者の自主事業において、参加者受付の記録が不十分なため、参加状況が正しく把握できず、参加料が適正に徴収されているかどうか確認できない事業があった。記録を正しく漏れなく残すよう指定管理者を指導されたい。
- (3) 指定管理者への留意事項（3）のとおり、指定管理者が自主事業に係る経

費や貸館利用料金の還付金の一部を、指定管理者の会計からではなく本社の会計から負担していた。指定管理者の事業に係る収入支出は指定管理者会計で一括管理するよう指定管理者を指導するとともに、書類の審査には慎重を期されたい。また、市と指定管理者との間で経理に係るルールの認識に齟齬が生じていたので、協議を密に行い、認識の共有を図られたい。

- (4) 備品の管理について、11点抽出して現物との確認をしたところ、6点は備品ラベルが貼付されておらず、このうち3点は市の備品管理システムに登録もされていなかった。協定書等で、指定管理者が指定管理料で取得した備品は市の所有に帰属すると定められているので、速やかに備品管理システムへの登録を行うとともに、備品ラベルの貼付が可能なものについては漏れなく貼付し、備品管理に万全を期されたい。また、指定管理者への留意事項(4)のとおり、指定管理者が備品を取得した際の連絡体制が不十分であるので、協議を密に行い、体制を整備されたい。